

平成 7 年 5 月 3 1 日

訓 令 甲 第 2 3 号

存	続	期	間
---	---	---	---

警視庁技能指導官の指定に関する規程

警視庁技能指導官の指定に関する規程を次のように定める。

警視庁技能指導官の指定に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁警察職員（以下「警察職員」という。）の警察実務に関する専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）の向上に資するため、卓越した専門的技能等を有する警察職員を警視庁技能指導官（以下「技能指導官」という。）として指定し、活用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

(技能指導官の配置)

第 3 条 技能指導官を配置する所属は、原則として当該技能指導官の専門的技能等に係る職務を所管する警視庁本部の課及び部の附置機関（以下「本部所属」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、人事異動その他特別な理由により技能指導官を警察署に配置する場合は、本部所属との併任とすることができる。この場合における技能指導官の勤務庁は、本務先の警察署とする。

(技能指導官の行う教養)

第 4 条 技能指導官は、次に掲げる方法により、警察職員に対して専門的技能等の教養を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養
- (2) 警察学校その他の所属からの要請によって行う集合教養
- (3) その他適当と認められる方法による教養

(技能指導官の指定要件)

第5条 技能指導官には、原則として、45歳以上で、かつ、専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者のうち、他の警察職員の模範となるものであって、警視庁技能指導官審査委員会の審査を経たものを指定する。

(委員会の設置)

第6条 技能指導官の指定の適正を期するため、警視庁本部に警視庁技能指導官審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 副総監
- (2) 委員 各部長及び警察学校長

(委員会の運営)

第8条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、必要により委員会を招集する。
- 3 委員会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、警務部長がその職務を代理する。

(一次推薦)

第9条 警視庁本部の課長及び部の附置機関の長（以下「課長等」という。）は、自所属の職員に技能指導官として真にふさわしい者がある場合は、別記様式第1の「警視庁技能指導官推薦書」（以下「推薦書」という。）を作成し、代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。以下同じ。）に推薦するものとする。

- 2 課長等は、自己の所管する職務に関して技能指導官として真にふさわしい者が警察署にある場合は、当該警察署長と協議の上、前項と同様の措置をとるものとする。

(審査及び推薦)

第10条 前条の推薦書の送付を受けた代表課長が専門的技能等の内容を審査し、人事担当課長(被

推薦者が警部（同相当職を含む。）以上又は会計年度任用職員の場合は人事第一課長、警部補（同相当職を含む。）以下の場合は人事第二課長。以下同じ。）及び教養課長と協議の上、委員会（教養課教養企画第二係経由）に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により推薦された者について審査を行うものとする。

（警視総監への報告）

第11条 委員長は、前条の審査結果を警視総監に報告するものとする。

（指定書の交付）

第12条 前条の報告により技能指導官として認めた者に、別記様式第2の「指定書」を交付する。

（技能指導官名簿の作成等）

第13条 教養課長は、技能指導官の名簿を作成し、その周知を図るとともに、人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。ただし、専門的技能等の特殊性により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

第14条 削除

（指定の取消し）

第15条 次に掲げる者は、技能指導官の指定の取消しの対象者とする。

- (1) 活用年度の4月1日において満65歳に達している者
- (2) 健康上の理由等から活用が困難と認められる者
- (3) 警察職員としてふさわしくない非行があった者
- (4) 業務上の都合等により自ら指定の取消しを申し出た者
- (5) その他課長等が代表課長と協議の上、指定の取消しが必要と認められる者

2 課長等は、自己の所管する職務に関して指定を受けた技能指導官について、前項第2号から第5号までのいずれかに該当すると認める場合は、代表課長に別記様式第3の「警視庁技能指導官指定取消上申書」（以下「取消上申書」という。）を送付するものとする。

3 前項の取消上申書の送付を受けた代表課長がその内容を審査し、人事担当課長及び教養課長と協議の上、主管部長に上申するものとする。

4 前項の上申を受けた主管部長は、その内容を審査し、委員長及び警視総監に報告するものと

する。

- 5 前項の報告を受けた委員長は、その内容を審査し、その結果を警視総監に報告するものとする。
- 6 教養課長は、技能指導官の指定の取消しが決定したときは、技能指導官の名簿から削除するとともに、人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルに削除登録するものとする。

（技能指導官の派遣要請）

第16条 自所属以外の技能指導官による教養を要請しようとする所属長は、技能指導官の所属する所属長と協議の上、別記様式第4の「警視庁技能指導官の派遣要請について」により警務部長（教養課教養企画第二係経由）に上申するものとする。

- 2 教養課長は、警務部長が派遣の決定をした場合は、関係所属長に通知するものとする。

（結果報告）

第17条 技能指導官による教養を実施した所属長は、速やかに別記様式第5の「警視庁技能指導官教養実施結果報告書」により、当該実施状況について警務部長（教養課教養企画第二係経由）に報告するものとする。

（その他）

第18条 委員会の庶務その他この規程に関する事務の取りまとめは、教養課において処理するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、65歳以上で現に技能指導官に指定されている者については、施行日から令和8年3月31日までの間は、この訓令による改正後の警視庁技能指導官の指定に関する規程第15条第1項第1号の規定は適用しない。